

平成19年度評価意見の記載に当たっての基本的考え方

1. 「平成19年度実績評価書」においては、平成19年度の39の「政策の目標」のうち、国税庁所管の3目標を除いた36の「政策の目標」について実績評価を行い、その評価結果を評価意見に記載した。

(注) 評価意見は、各局課評価担当組織と政策評価室による二段階の評価体制で審査し、財務省政策評価委員会が総合的観点から調整した結果を示している。

2. 評価に当たっては、平成20年3月に策定・公表した「政策評価に関する基本計画」及び「政策評価の実施要領」を踏まえ、以下のとおり行った。

(1) 多面的な評価を行うべく、「政策の目標」ごとに次の4つの観点を評価基準として評価を行った。

イ. 指標等に照らした「政策の目標」の達成度。

ロ. 「政策の目標」を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、有効、効率的であったか。

ハ. 結果の分析（特に目標未達成の場合の反省点の把握）が的確に行われているか。

ニ. 当該政策自体の改善や、政策評価システムの運用の改善について有益な提言がなされているか。

(2) 評価意見は、「評価意見記載要領」（P10参照）及び「評価マニュアル」（P51参照）に基づき、「評価基準ごとの審査」において、パターン化した文言による評価を行うとともに、「評価の判断理由等」において、評価の判断理由等を記述している。

(3) 「政策の目標」の達成度については、以下の5段階で評価している。

「S 達成した。」

「A 達成に向けて相当の進展があった。」

「B 達成に向けて進展があった。」

「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」

「D 達成に向けて進展がなかった。」